

○ 住居番号に係る枝番号付定要領

(平成 8 年 5 月 7 日決裁)

(平成 19 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 29 年 8 月 14 日一部改正)

1 住居番号に係る枝番号（以下「枝番号」という。）の使用

枝番号は、次の場合に使用する。

- (1) 新たに住居番号を付定する場合で、同番号が避けられないとき。
- (2) 他の建物と同じ住居番号を付定済みの建物の使用者から住居番号の変更申出があったとき。

2 枝番号の付定方法

- (1) 枝番号を付定するときは、フロンテージ方式によるものとする。
- (2) 枝番号のフロンテージ及び基礎番号は次のとおりとする。

ア フロンテージの間隔は原則として7メートルとする。ただし、その地区の開発状況や敷地の広さ・形状等から7メートルとすることが実情にそぐわないと認められるときは、5メートルから10メートルの範囲でフロンテージを区切ることができる。

イ 新設するフロンテージの基礎番号（枝番号）は、原則として隣接するフロンテージのうち若い基礎番号より枝番号1から順に付す。

ウ フロンテージの区切り方及び基礎番号の付け方の例は、別図で示す。

- (3) 枝番号付定の準備

住居表示区域内で新たに宅地開発が行われたことが判明したときは、新築の届出があったときに遅滞なく住居番号を付定できるよう、すみやかに市街地整備課から当該開発地の図面を取り寄せ、住居表示台帳にあらかじめ転写し、新たにフロンテージを区切って基礎番号を記入しておくものとする。

3 枝番号付定事務

枝番号の使用が必要なときは次の手順により付定する。

- (1) 新築の届出書又は住居番号の変更等届出書の受理

ア 新築の届出書が提出され、枝番号の使用が必要なときは、枝番号を使用する旨を伝えた上で受理する。

イ 枝番号の使用を目的とした住居番号の変更等届出書が提出されたときは、住居表示変更に伴う手続を説明し、申出者がそれを十分に理解し納得したことを確認した上で受理する。この場合は同番号使用者全員から住居番号の変更等届出書が提出されるよう指導するものとする。

- (2) 住居番号（枝番号）付定の決裁

新築の届出書又は住居番号の変更等届出書に当該建物の所在する街区の台帳の写しを添えて住居番号付定の決裁を得る。

- (3) 新住所の通知

住居番号付定の決裁後、住居番号の変更等通知書を町名補助板・住居番号板及び枝番号板と共に新築の届出者又は住居番号の変更等届出者に送付する。住居番号の変更等届出者には住居表示変更後に必要となる手続の説明書も添付する。

4 住居表示番号の変更等申出書受理による枝番号付定後の事務

枝番号を付定し、住居表示が変更になったときは、次の事務処理を行う。

(1) 区民生活課（中央区役所にあつては窓口サービス課、以下「区民生活課等」という。）

区民生活課等へ通知し、住民票等の職権による変更を依頼する。

(2) 関係機関への通知

住居番号を変更した建物が所在する地区を管轄する郵便局等関係機関に通知する。

(3) 住居番号変更新旧・旧新対照表の作成及びつづり方

変更建物毎に新旧・旧新対照表を作成する。対照表は、新旧・旧新別に町名の五十音の順序及び街区符号・住居番号の順序に従ってつづるものとする。

(4) 住居番号変更証明

住居番号変更証明書の請求があつたときは、住居番号変更新旧・旧新対照表で確認して発行する。

(5) 住居番号変更申出者以外の同番号使用者等への対応

住居番号の変更申出は、当該申出者と同じ番号を使用している者全員で協議し、申出書を提出するよう指導するが、申出者の協力が得られない場合、市は、申出者以外の同番号使用者等に対し枝番号の使用が可能である旨を通知するものとする。

別 図

住居表示台帳

